

弘田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の追加提出について

弘田委員長 初めに、議案の追加提出についてである。
総務部長、説明を願う。

(井上総務部長、説明)

- ・第80号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案
- ・第81号 高知海区漁業調整委員会の委員の任命についての同意議案
- ・第82号 高知県監査委員の選任についての同意議案
- ・第83号 高知県副知事の選任についての同意議案

弘田委員長 何か質問はないか。

(なし)

2. 意見書案の協議結果について

弘田委員長 次に、意見書案の協議結果についてである。
1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表を御覧願う。
意見書案は、7番が原案のとおり全会一致で意見書議案として提出される。
また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち、1番、2番、6番、8番及び10番が会派から意見書議案として提出される。

3. 議事手続きについて

(1) 委員会に付託してあった議案

弘田委員長 次に、議事手続についてである。
まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案81件についての委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了承)

ア 委員長報告に対する質疑

弘田委員長 次に、委員長報告に対する質疑についてであるが、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

イ 討論

弘田委員長 次に、議案についての討論は、いかがでしょうか。

米田委員 日本共産党は、第1号議案の討論を行う。

弘田委員長 ほかにないか。

(なし)

弘田委員長 それでは、知事提出議案について討論を行うこととし、発言時間は、10分以内と
ということで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

弘田委員長 次に、追加提出議案についてである。

先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案4件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

弘田委員長 これらの人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

なお、第81号「高知海区漁業調整委員会の委員の任命についての同意議案」の採決については、15名を一括して採決することで、御了承願う。

(了承)

弘田委員長 また、3月末日をもって退任される岩城副知事から退任挨拶の申し出が、井上総務部長から、副知事選任に同意いただいた場合は、挨拶をさせていただきたい旨の申し出がそれぞれ寄せられているので、慣例により、全日程終了後、議長の閉会挨拶の前に許すことに、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

(3) 議員提出議案

弘田委員長

次に、6ページの資料3、議員提出議案についてである。
議発第1号「高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案」については、3月2日の議運で、本日の本会議に提出することをお決めいただいた。
この規則議案については、本日の本会議において、知事から追加提出された人事議案を採決した後、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

(4) 意見書議案

弘田委員長

次に、10ページの資料4、意見書議案についてである。
10ページの議発第2号「望まない受動喫煙を防止するための環境整備支援を求める意見書議案」については、全会一致で提出されるものであるもので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。
次に、13ページの議発第3号「地域産業を担うデジタル人材育成への支援を求める意見書議案」についての議事手続は、いかがでしょうか。

(なし)

弘田委員長

それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。
次に、16ページの議発第4号「中華人民共和国海警法の撤回に向けた外交的対応を求める意見書議案」と18ページの議発第5号「中華人民共和国海警法に深刻な懸念を表明し、必要な措置を講じることを求める意見書議案」については、内容が関連していることから、一括議題とすることでいかがか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。
については、議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員

日本共産党は、討論を行う。

R3. 3. 22 議会運営委員会

- 依光委員 自由民主党は、討論なしで。
- 弘田委員長 討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するということが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、さよう決する。
次に、21ページの議発第6号「海上自衛隊潜水艦「そうりゅう」事故に関する原因究明と再発防止を求める意見書議案」についての議事手続は、いかがでしょうか。
- 坂本委員 県民の会は、討論を行う。
- 弘田委員長 討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するということが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、さよう決する。
次に、24ページの議発第7号「医療制度改悪に反対し、誰もが安心できる医療を求める意見書議案」についての議事手続は、いかがでしょうか。
- 米田委員 日本共産党は、討論を行う。
- 弘田委員長 討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するということが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、さよう決する。
- 4. 次期常任委員及び議会運営委員について**
- 弘田委員長 次に、26ページの資料5、次期常任委員及び議会運営委員についてである。
この件については、各会派から名簿が提出され、令和3年度の常任委員については26ページに、議会運営委員については27ページに、それぞれ指名案として取りまとめているので、御確認願う。
それでは、本日の本会議において、指名案のとおり選任することとしたいが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 弘田委員長 それでは、さよう決する。

5. 常任委員会所管事項の改正について

R3.3.22 議会運営委員会

弘田委員長 次に、28ページの資料6、常任委員会所管事項の改正についてである。
今定例会には、執行部の組織改編を行うための「高知県部設置条例の一部を改正する条例議案」が提出されている。
県議会の常任委員会は、執行部の部局別に所管事項を分けているので、執行部の組織が変更された場合は、これを変更する必要がある。
このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長 28ページ、資料6を御覧願う。高知県議会常任委員会所管事項の改正である。
本日、高知県部設置条例の一部を改正する条例議案が可決されると、施行日4月1日から、地域福祉部が子ども・福祉政策部と名称が変更されることとなる。それに合わせるため、危機管理文化厚生委員会の所管事項の中にある地域福祉部という名称を、子ども・福祉政策部に変更しようとするものである。
以上である。

弘田委員長 何か質問はないか。

(なし)

弘田委員長 それでは、この条例議案が可決された場合には、常任委員会の所管事項について、案のとおり改正することで、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
なお、改正告示等の手続については、議長に一任することで、御了承願う。

(了承)

6. 次期組織委員会の開催時期について

弘田委員長 次に、次期組織委員会の開催時期についてである。
令和3年度の常任委員会、議会運営委員会の組織の委員会は、4月6日火曜日にしてはと思うが、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

7. 次期定例会の開催時期について

弘田委員長 次に、29ページの資料7、次期定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。
6月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするというので、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 | それでは、さよう決する。

8. 次期議会運営委員会への引継事項について

弘田委員長 | 次に、30ページの資料8、次期議会運営委員会への引継事項についてである。
引継事項として、資料8により次期議運へ引き継ぐことで、いかがか。

(異議なし)

弘田委員長 | それでは、さよう決する。

9. 継続審査調査の申し出について

弘田委員長 | 次に、31ページの資料9、継続審査調査の申し出についてである。
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 | それでは、さよう決する。

10. その他

(1) 議長の活動報告

弘田委員長 | 次に、その他である。
まず、別添資料、議長の活動報告についてである。
この件について、三石議長から御報告がある。

三石議長 | コロナ禍の中であったが、議長の活動報告をお手元にお配りしてある。時間等の都合もあるので詳細については述べないが、皆さんのおかげで1年間にこういう活動をさせていただくことができた。何か気がつくことがあれば、いつでもお話いただいたら説明に参るので、よろしく願います。ありがとうございました。

弘田委員長 | 何か質問はないか。

(なし)

(2) その他

弘田委員長 | 続いて、三石議長、西内健副議長から、それぞれ発言を求められている。
三石議長、どうぞ。

三石議長 | 大変、皆様方にお世話になったが、今日辞職をしたいと思っている。よろしく願います。本当に1年間ありがとうございました。

弘田委員長 | 西内健副議長、どうぞ。

西内健副議長 | 昨年3月に、皆さんの御推挙をいただき副議長に就かせていただいた。本年は、皆様も一緒だが、公務が大きく制限される中ではあったが、副議長として皆様のお

R3. 3. 22 議会運営委員会

- かげで職責を全うできたのではないかと思います。1年間、本当にありがとうございました。
- 弘田委員長 ただいまお聞きのとおり、正副議長から、それぞれ辞職の意思表示があった。辞職の許可及び選挙については、本日の本会議において行うこととなるので、御了承願う。
- （了 承）
- 弘田委員長 次に、辞職される正副議長に対する謝辞については、慣例では、年長議員が行うこととなっているので、年長である明神議員にお願いしてはと思うが、御異議ないか。
- （異議なし）
- 弘田委員長 それでは、さよう決する。
ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。
- （事務局、議事日程表を配付）
- （米田委員、挙手）
- 弘田委員長 米田委員、どうぞ。
- 米田委員 先ほどの討論で、第1号議案だけしか言わなかったが、第52号議案と第59号議案も討論をお願いしたい。
- 弘田委員長 第52号議案と第59号議案を追加ということか。
- 米田委員 はい。
- 弘田委員長 よろしいか。
- （了 承）
- 弘田委員長 それでは、事務局に説明させる。
- （吉岡議事課長、説明）
- 弘田委員長 それでは、この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。
ほかに、その他で何かないか。
- （な し）
- 弘田委員長 それでは、協議事項は以上である。

R3.3.22 議会運営委員会

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。

特別なことがない限り、本年度の議運は今日で最後であるので、お礼の御挨拶を一言させていただきたいと思う。今年度の議会運営委員会は、ウイズコロナということで、全く新しいことを決定いただくというようなことが多かったのではないかと思う。委員長としては、あまりもめることもなく、なんとかスムーズに御決定いただいたと感じている。これも、委員の皆さんが、それぞれの議題を真摯に受け止めて、会派へ持って帰って協議し、それをまとめていただいたということであり、大変感謝をしている。また、議会事務局の皆さんは、我々が決定するに当たって、我々の検討をスムーズにする資料を作ってください、本当に感謝を申しあげる。

来年度、新たな議会運営委員会がスタートするわけだが、我々が残したことは本委員会できちんと決めていただけると信じている。委員の皆様それぞれ、また事務局の皆様それぞれの御健勝を祈念して、私からの御礼の挨拶とする。本当にありがとうございました。

大石副委員長

私も、経験豊富な弘田委員長のおかげで、力不足ではあったが、1年間無事に務めさせていただくことができた。本当に皆様のおかげです。また、議会事務局の皆さん、本当にありがとうございました。体温計が壊れたときは、どうしようかと思ったが、無事に直って、最近は計測できているようなので、安心して閉会日を迎えることができた。今後も、議会運営委員会は続くので、引き続きよろしく願います。1年間、ありがとうございました。

弘田委員長

以上で、議会運営委員会を終わる。